

訪問看護サービス契約書

訪問看護サービス重要事項説明書

【医療保険訪問看護】

有限会社 ナースケアー

ナースケア訪問看護ステーション

神奈川県藤沢市鵠沼橘1-2-4-502

TEL : 0466-23-4500

訪問看護重要事項説明書【医療保険】

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社ナースケアー
代表者氏名	代表取締役 菅原 健介
本社所在地	神奈川県藤沢市鵠沼橋 1-2-4
(連絡先)	TEL:0466-26-3980 FAX:0466-25-8111

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	ナースケア湘南訪問看護ステーション
事業所所在地	神奈川県藤沢市鵠沼橋 1-2-4-502
連絡先	TEL:0466-23-4500 FAX:0466-27-8280
相談担当者名	山口 侑子
事業所の通常の事業実施地域	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・逗子市・横須賀市 但し、要望があれば状況により、通常の実施区域外でも検討する。

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	有限会社ナースケアーが設置するナースケア湘南訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上及び軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を資するよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービス提供を行う。利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、又、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 事業に当たっては、居宅介護事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9：00～午後6：00 但し、12月31日～1月3日までを除くが利用申し出があれば対応する。 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	山口 侑子
---------	-------

職種	人員数
訪問看護師	2.5名以上
理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士	1名以上

3 提供するサービスの内容と料金について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
健康相談	・健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など) ・特別な病状の観察と助言 ・心の健康のチェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながりなど)
日常生活の看護	・清潔のケア・食生活の援助・排泄のケア・療養環境の整備・寝たきり、床ずれ予防のためのケア・通院、入所、散歩などの付き添い・終末期の看護・コミュニケーションの援助
在宅リハビリテーション看護	・体位交換、関節などの運動・日常生活動作の訓練(食事、排泄、移動、入浴、歩行など)・日常生活用具(ベット、ポータブルトイレ、補聴器、車椅子、食器など)の利用相談・発声・発語・嚥下訓練等
精神・心理的な看護	・不安な精神、心理状態のケア ・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・社会生活への復帰援助 ・事故防止のケア・服薬のケア
認知症の看護	・認知症のケアと相談・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・悪化防止のケア・事故防止のケア
介護者の相談	・あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談・精神的支援
検査・治療促進のための看護	・慢性疾患(糖尿病、高血圧、肝臓病など)の看護と療養生活の相談・床ずれ、その他創部の処理・留置カテーテルなどの管理 ・服薬指導、管理・その他、かかりつけの医師の指示による処置、検査

※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問看護になりますので、看護職員の代わりに、理学療法士等が訪問させていただきます。

(2) 提供するサービスの料金について

指定訪問看護（医療保険）を提供した場合の料金（基本療養費）の額は、費用に要した額の1割～3割の支払いを受けるものとする。

但し、一定以上の所得者又は、生活保護世帯等公費受給者証をお持ちの場合は、利用者が提示する国保・後期高齢者医療保険者証等、各種受給者証等で確認するものとする。

【訪問看護基本療養費】

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、ご利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は原

	訪問看護実施者の 職 種	訪問看護基本療養費の額 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合急性増悪等により特別指示書が交付された利用者の場合)		利用者負担金		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費 (Ⅰ)	保健師・助産師・看護師による場合	週3日目まで 1日につき5,550円 週4日目以降 1日につき6,550円		555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	准看護師の場合	週3日目まで 1日につき5,050円 週4日目以降 1日につき6,050円		505円 605円	1,010円 1,210円	1,515円 1,815円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	1日につき5,550円		555円	1,110円	1,665円
基本療養費 (Ⅱ)	同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合 訪問看護療養費(Ⅰ)を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の訪問看護療養費(Ⅱ)を算定する。					
	保健師・助産師・看護師による場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき5,550円 週4日目以降1日につき6,550円	同一日に3人以上 週3日目まで1日につき2,780円 週4日目以降1日につき3,280円	278円 328円	556円 656円	834円 984円
	准看護師の場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき5,050円 週4日目以降1日につき6,050円	同一日に3人以上 週3日目まで1日につき2,530円 週4日目以降1日につき3,030円	253円 303円	506円 606円	759円 909円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	同一日に3人以上 1日につき2,780円	同一日に2人まで 1日につき5,550円	555円	1,110円	1,665円
基本療養費 (Ⅲ)		入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合 外泊日につき8,500円(入院中1回、但し基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回)		850円	1,700円	2,550円

【加算】

機能強化型管理療養費 2	厚生労働大臣の定めた基準に適合し、利用者への訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合 月の1日目 10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降 1日につき 3,000円	300円	600円	900円
24時間対応体制加算	利用者又はその家族に対して、24時間の対応体制が必要な場合 1月につき、6,800円	680円	1,360円	2,040円

緊急訪問看護加算	利用者またはその家族等の求めに応じてその主治医の指示に基づき、緊急に訪問した場合			
	月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円	260円 200円	520円 400円	780円 600円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護行った場合			
	1日につき1,500円 6歳未満の乳幼児かつ、別に厚生労働大臣が定める者 1日につき1,800円	150円 180円	300円 360円	450円 540円
特別管理加算	厚生労働大臣の定めた基準に適合し、特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護を行った場合	250円	500円	750円
	1月につき2,500円又は5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要なものに対して、医療機関の保険医等の指示を受けた看護師等が退院時共同指導を行った場合、退院時共同指導加算に追加して1回につき2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める状態等にある利用者及び、診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に対して、退院するにあたって医療機関以外から療養上必要な指導を行い、退院日の翌日以降初日の訪問看護を行った場合	600円	1,200円	1,800円
	1回に限り6,000円 但し、退院日以降の初回の訪問看護が行われる前に死亡した場合も加算となる。			
長時間退院支援指導加算	以下の厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し90分を超える、又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合は、1回8,400円を算定する。 ＜対象者＞ ①18歳未満の超重症児又は準超重症児 ②別表8に該当する者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算	入院中又は入所中の利用者が、その退院又は退所に当たって当該訪問看護ステーションの看護師が主治医又は医療機関等の職員と共同し、利用者に対して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、初日の訪問看護が行われた場合、1回に限り8,000円（但し、基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回迄）	800円	1,600円	2,400円
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師がそれをふまえて療養上の指導を行った場合、月1回に限り3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	訪問看護ステーションの看護師等が在宅での療養を行っている利用者で、通院が困難な者の状態の急変等に伴い、当該利用者の主治医の求めにより、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員もしくは相談支援専門員と共同で、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合、月2回に限り2,000円	200円	400円	600円

難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等又は、特別訪問看護の交付を受けた利用者に対して、1日2回 以上の訪問を行った場合			
	1日2回 =1日につき4,500円 1日3回以上=1日につき8,000円	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対し、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て訪問看護を行った場合			
	看護師 等 4,500円（週1回）	450円	900円	1,350円
	准看護師 3,800円（週1回）	380円	760円	1,140円
	看護補助者 3,000円（週3回） （別に厚生労働大臣が定める場合を除く）	300円	600円	900円
	看護補助者 （別に厚生労働大臣が定める場合）			
	（1）1日1回の場合 3,000円	300円	600円	900円
	（2）1日2回の場合 6,000円	600円	1,200円	1,800円
	（3）1日3回の場合 10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
早朝・夜間・深夜加算	早朝・夜間（6～8時・18～22時） 1回につき2,100円	210円	420円	630円
	深夜 （22時～翌朝6時） 1回につき4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り（厚生労働大臣が定める15歳未満の者の場合は週3回）所定額に5,200円を加算する。	520円	1,040円	1,560円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等指定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合 月1回に限り2,500円	250円	500円	750円
	情報提供療養費1 市町村からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合、月1回に限り1,500円			
	情報提供療養費2			

情報提供療養費	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供した場合、月1回に限り1,500円 情報提供療養費3 保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供した場合、月1回に限り1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した者、又は特別養護老人ホーム等で死亡した者、（24時間以内に在宅以外又は特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、つまり死亡日前に「訪問看護基本療養費」または「退院支援指導加算」を含めて2回以上を算定している場合 （在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡） 訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円 （特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がない場合） （特別養護老人ホーム等で死亡） 訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000円 （特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がある場合）	2,500円 1,000円	5,000円 2,000円	7,500円 3,000円

【精神科訪問看護基本療養費】

	訪問看護実施者の 職 種	精神科訪問看護基本療養費の額 （精神障害を有する者で主治医から精神科訪問看護指示書の交付を受けた者）	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科基本療養費（Ⅰ）	保健師・看護師 又は作業療法士の場合	週3日目まで 30分未満 1日につき4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上 1日につき5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降 30分未満 1日につき5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上 1日につき6,550円	655円	1,310円	1,965円
		※精神科緊急訪問看護加算 1日1回につき2,650円を基本療養費に加算	265円	530円	795円
	准看護師の場合	週3日目まで 30分未満 1日につき3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上 1日につき5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降 30分未満 1日につき4,720円	472円	944円	1,416円
		30分以上 1日につき6,050円	605円	1,210円	1,815円
		※精神科緊急訪問看護加算 1日回につき2,650円を基本療養費に加算	265円	530円	795円

精神科基本療養費（Ⅲ）	同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合 精神科訪問看護療養費（Ⅰ）を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の精神科訪問看護療養費（Ⅲ）を算定する。								
	看護師・看護師又は作業療法士の場合	同一日に2人まで 週3日目まで 30分未満 1日につき4,250円 30分以上 1日につき5,550円	同一日に3人以上 週3日目まで 30分未満 1日につき2,130円 30分以上 1日につき2,780円	213円 278円	426円 556円	639円 834円			
		週4日目以降 30分未満 1日につき5,100円 30分以上 1日につき6,550円	週4日目以降 30分未満 1日につき2,550円 30分以上 1日につき3,280円	255円 328円	510円 656円	765円 984円			
		准看護師の場合	同一日に2人まで 週3日目まで 30分未満 1日につき3,870円 30分以上 1日につき5,050円	同一日に3人以上 週3日目まで 30分未満 1日につき1,940円 30分以上 1日につき2,530円	194円 253円	388円 506円	582円 759円		
			週4日目以降 30分未満 1日につき4,720円 30分以上 1日につき6,050円	週4日目以降 30分未満 1日につき2,360円 30分以上 1日につき3,030円	236円 303円	472円 606円	708円 909円		
			精神科基本療養費（Ⅳ）			入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合 外泊日につき8,500円（入院中1回を限度）	850円	1,700円	2,550円
			複数名精神科訪問看護加算	同時に複数の看護師等による精神科訪問看護が必要な者に対し、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に精神科訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て訪問看護を行った場合					
	看護師等	(1) 1日1回の場合 4,500円		450円	900円	1,350円			
		(2) 1日2回の場合 9,000円		900円	1,800円	2,700円			
		(3) 1日3回の場合 14,500円		1,450円	2,900円	4,350円			
准看護師	(1) 1日1回の場合 3,800円	380円		760円	1,140円				
	(2) 1日2回の場合 7,600円	760円		1,520円	2,280円				
	(3) 1日3回の場合 12,400円	1240円		2,480円	3,720円				
(週3回を限度、 但し退院後3ヶ月以内の期間においては週5回を限度)									
看護補助者又は精神保健福祉士 3,000円（週1回）		300円	600円	900円					
精神科複数回訪問加算	1日2回 =1日につき4,500円	450円	900円	1,350円					
	1日3回以上 =1日につき8,000円	800円	1,600円	2,400円					
精神科重症患者 支援管理連携加算	月1回に限り 8,400円 又は 5,800円（6カ月を限度）		840円/ 580円	1,680円/ 1,160円	2,520円/ 1,740円				
早朝・夜間・深夜加算	早朝・夜間（6～8時・18～22時） 1回につき2,100円	210円	420円	630円					
	深夜（22時～翌朝6時） 1回につき4,200円	420円	820円	1,260円					
長時間精神科訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り（厚生労働大臣が定める15歳未満の者の場合は週3回）、所定額に5,200円を加算する。		520円	1,040円	1,560円				

※利用者に係る加算項目は下記のとおりです。

☐ 夜間・早朝訪問看護加算	☐ 特別管理加算Ⅰ
☐ 深夜訪問看護加算	☐ 特別管理加算Ⅱ
☐ 緊急訪問看護加算	☐ ターミナルケア療養費
☐ 長時間訪問看護加算	☐ 特別管理指導加算
☐ 複数名訪問看護加算	☐ 退院支援指導加算
☐ 特別地域訪問看護加算	☐ 退院時共同指導加算
☐ 難病等複数回訪問看護加算	☐ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算
☐ 24時間対応体制加算	☐ 訪問看護情報提供療養費
☐ 訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊日の訪問）	☐ 乳幼児加算
☐ 看護、介護職員連携強化加算	☐ 在宅患者連携指導加算

【精神科】

☐ 夜間・早朝訪問看護加算	☐ ターミナルケア療養費
☐ 深夜訪問看護加算	☐ 24時間対応体制加算
☐ 精神科緊急訪問看護加算	☐ 訪問看護情報提供療養費
☐ 長時間精神科訪問看護加算	☐ 特別地域訪問看護加算
☐ 精神科訪問看護基本療養費Ⅳ （外泊日の訪問）	☐ 複数名精神科訪問看護加算
☐ 精神科複数回訪問加算	☐ 精神科重症患者支援管理連携加算

(3) その他

項目	料金
交通費	1日につき 400円
年末年始(12/29-1/3)	1日につき 5,000円
医療保険外の訪問	1時間につき 8,000円
医療保険外の訪問(18時-22時、6時-8時)	1時間につき 10,000円
医療保険外の訪問(22時-6時)	1時間につき 12,000円
キャンセル料①サービス利用前々日	利用料金の50%
キャンセル料②サービス利用前日	利用料金の75%
キャンセル料③上記時間以降	利用料金の100%
エンゼルケア	12,000円

(4) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者様へ郵送いたします。
利用料、その他の費用の支払い	ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い
	イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

4 担当看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護師の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 山口 侑子
	イ 連絡先電話番号 0466-23-4500
	同 ファックス番号 0466-27-8280
	ウ 受付日および受付時間 月曜～金曜日 9:00～18:00

※ 担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行います。但し、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませ ん。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治	利用者の主治医	
治	所属医療機関名称	
医	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

7 事故発生時の対応について

- ① 事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、又事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ※ 使用済みの針等が誤って看護師等に刺さってしまった場合、感染予防の為、利用者の血液検査等、必要な処置を講じます。

8 損害賠償責任について

事業者は、訪問看護の提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

【訪問看護事業者の窓口】 ナースケア湘南訪問看護ステーション 担当者：山口 侑子	所在地 神奈川県藤沢市鵠沼橋1-2-4-502 電話番号 0466-23-4500 受付時間 9:00～18:00
【神奈川県診療報酬の窓口】 神奈川県社会保険診療報酬支払基金	所在地 神奈川県横浜市中区山下町34 電話番号 045-661-1021
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 神奈川県横浜西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3400

訪問看護契約書

【医療保険】

〔利用者 〕（以下、「利用者」といいます）とナースケア湘南訪問看護ステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に提供する訪問看護サービス（医療保険）について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

1 この契約の目的と内容について

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供します。利用者は事業者に、提供された訪問看護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」といいます）を支払います。

2 この契約の期間について

この契約期間は主治医の診療により訪問看護が必要と認め、訪問看護指示書の指示期間から始まり、主治医が診療により訪問看護の指示期間の終了までとする。

3 契約内容の変更、契約の解約と自動終了について

この契約内容の変更、契約の解約と自動終了の条件については、つぎのとおりです。

（１）契約内容の変更

①利用料等の変更

ア 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更(増額又は減額)を行おうとする場合には、利用料等の変更の予定日から1ヶ月以上の期間において、利用者に、その内容を通知するものとします。

イ 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。

ウ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者に文書で通知することで、この契約を解約することができます。

（２）契約の解約

① 利用者から行う解約措置

ア 利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者に病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

イ 次の場合、利用者は事業者に通知することにより事前申出の期間を設けることなく、この契約を解約することができます。

(ア)事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合

(イ)事業者が守秘義務に反した場合

(ウ)事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(エ)事業者が破産した場合

(オ)その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

② 事業者から行う解約措置

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、つぎの場合には、1ヶ月以上の期間の事前申出の期間なしに、この契約を解約することができます。

ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合

イ 利用者またはその家族などが事業者や従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

(3) 契約の自動終了

利用者が死亡した場合

4 事業者の責務について

(1) 訪問看護計画の策定とそれにもとづくサービスの提供

- ① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、病状及び希望を踏まえて「主治医からの指示書」に沿って「訪問看護計画」を作成し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、利用者の状況、病状や希望を踏まえて「訪問看護計画」を変更するときも同様の取扱いを行います。
- ② 事業者は、訪問看護サービスを「訪問看護計画」に沿った内容で提供し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、「訪問看護計画」が変更されたときも同様の取扱いを行います。

(2) サービス提供の記録

- ① 事業者は、訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- ② 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、サービス提供の日から5年間保管します。

(3) 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、厳重に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(4) 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

(5) 事故発生時の対応

- ① 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、又事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(6) 緊急時の対応

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

(7) 合意裁判管轄について

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。

(8) 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(9) 連携

事業者は、訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

5 契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて

- (1) 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

個人情報使用目的書

利用者および家族の個人情報使用については、下記により必要最小限の範囲内で使用します。

記

1 使用目的

- (1) 利用者が、サービスの提供を受けるにあたり、担当者とサービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態を把握する為に必要な場合。
- (2) 上記の他、担当者又はサービス事業所との連絡調整の為に必要な場合。
- (3) 居宅介護支援事業所等との引継ぎに必要な場合。
- (4) 警察・消防等緊急時の連絡が必要な場合。

2 使用する条件

- (1) 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等について記録する。

上記の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に契約内容・重要事項説明・個人情報使用目的の説明を行い、同意を得ました。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 有限会社 ナースケアー
住所 神奈川県藤沢市鵠沼橋1-2-4
代表者名 菅原 健介 印

○この契約に定める訪問看護サービスを担当する事業所に関する記載

事業所名 ナースケア湘南訪問看護ステーション
事業所所在地 神奈川県藤沢市鵠沼橋1-2-4-502
事業所管理者名 山口 侑子

利用者

住所	
氏名	印

代理人

住所	
氏名	印

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。